

大治町事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町契約規則（昭和53年大治町規則第6号）に定めるもののほか、大治町が実施する事後審査型一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事後審査型一般競争入札」（以下「一般競争入札」という。）とは、入札執行後に入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象の範囲)

第3条 一般競争入札の対象は、設計金額2,000万円以上の建設工事とする。ただし、一般競争入札が適当でない認められるものについては、この限りでない。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる入札参加資格をすべて備えなければならない。

- (1) 大治町競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 大治町工事等請負業者指名停止措置要領（平成20年訓令第3号）に基づく指名停止処分を受けている期間に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者
- (5) 入札の公告に定める入札参加資格を満たしている者

(入札参加資格の決定)

第5条 入札参加資格は、大治町工事等請負業者指名審査会（以下「指名審査会」という。）において決定するものとする。

(入札の公告)

第6条 入札の公告は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 契約書作成の要否

- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 調査基準価格の有無
- (9) 設計図書等
- (10) 入札に関し必要な事項
- (11) その他必要事項

2 前項の公告は、公告例（様式第1号）によるものとする。

（設計図書等の閲覧）

第7条 入札に関する設計図書等は、入札の公告日から入札執行の日時まで入札参加者に閲覧又は貸与するものとする。

2 前項の設計図書等に対する質問は、入札執行の前日まで受け付けるものとする。

（入札保証金）

第8条 入札参加者は、入札の公告で定める入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）を納めなければならない。

2 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 政令第167条の5第1項の規定により、町長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札の不参加）

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札に参加しないことができる。

（入札又は開札の中止）

第10条 入札又は開札前において、天災地変その他やむを得ない理由が生じたとき又は入札談合に関する情報の提供があったときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することができる。

（入札書の書換等の禁止）

第11条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の参加申込）

第13条 入札参加者は、入札参加申込書（様式第2号）その他入札の公告

に記載された書類を所定の日時まで提出しなければならない。

(入札の執行)

第14条 入札は、入札の公告に記載された場所及び日時において執行するものとする。

2 入札参加者は、入札執行の場所に入札参加申込書の写しを持参しなければならない。

3 入札書は、大治町建設工事関係入札者心得書により提出するものとする。

4 入札は、契約担当者、入札執行を担当する関係職員及び入札参加者立会いのうえ執行するものとする。

5 入札回数は、初回の入札を含め3回を限度とする。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札

(4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名及び押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(11) 事後審査書類が指定期日までに提出されない者のした入札

(12) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる入札

(13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(開札)

第16条 開札は、入札書の提出後直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行うものとする。

(落札候補者の決定)

第17条 契約担当者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって入札した者から順に落札候補者として決定し、入札者名及び入札金額を読み上げ、後日入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。ただし、予定価格に調査基準価格を設けた場合において、入札金額が調査基準価格未満となったときは、落札候補者決定前に低入札価格調査を実施する旨を宣言するものとする。

2 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定するものとする。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとする。

(低入札価格調査の実施)

第18条 低入札価格調査を実施する必要があるときは、大治町低入札価格調査等実施要領（平成22年大治町告示第22号。以下「調査実施要領」という。）の規定により行うものとする。

(事後審査書類の提出)

第19条 最低の価格をもって入札した落札候補者は、入札の公告に記載された事後審査書類届出書（様式第3号）を指定した期日までに提出しなければならない。

(落札候補者の資格審査)

第20条 指名審査会は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者について、第4条に規定する入札参加資格を満たしているか審査するものとする。この場合において、入札参加資格を満たしていないと認めるときはその者の行った入札を無効とし、次順位の落札候補者について当該資格の確認を行い、当該資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

2 予定価格に調査基準価格を設けた場合において、入札金額が調査基準価格未満のときは、前項の審査とともに、低入札価格の適否を審査するものとする。

3 前2項の審査は、入札執行調書、入札の公告に記載された提出書類その他必要と認められる書類により行うものとする。

(落札者の決定)

第21条 契約担当者は、前条第1項の資格審査の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者の入札参加資格を満たしていると認めるときはその者を落札者として決定し、入札参加者全員に対して落札者決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、当該落札候補者の入札参加資格を満たしていないと認めるときは、その者の行った入札を無効と決定し、当該通知に代えて入札参加資格審査結

果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前条第2項の資格審査の結果、低入札価格調査により落札者を決定するときは、前項の規定にかかわらず調査実施要領第10条の規定により落札者を決定するものとする。

（入札を無効と認めた者に対する理由の説明）

第22条 入札を無効と認めた者に不服がある場合は、当該通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して、入札を無効とした理由について書面により説明を求めることができる。

- 2 町長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式第6号）により回答するものとする。

- 3 第1項の申立ては、落札者の決定以降の事務手続きを妨げないものとする。

（再度入札）

第23条 開札をした場合において落札候補者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて再度の入札を行うことができる。

（入札不調）

第24条 入札に付した結果入札者がいないとき又は再度入札に付した結果落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

（落札者の契約辞退）

第25条 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者を除き、あらためて一般競争入札又は指名競争入札に付するものとする。ただし、やむを得ない理由により、一般競争入札又は指名競争入札に付することができないときは、次順位者の落札候補者から順に随意契約の協議をすることができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定による要件は、次順位者の落札候補者の資格審査を得た後、落札金額の範囲内において契約を締結しなければならない、かつ、履行期限を除いて入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

（電子入札）

第26条 電子入札システムを使用した入札を行う場合の取扱いは、大治町電子入札実施要領（平成20年訓令第2号）の規定を優先する。

（雑則）

第27条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、改正前の大治町事後審査型一般競争入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の大治町事後審査型一般競争入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

事後審査型一般競争入札を次のとおり公告する。

年 月 日

大治町長

1. 入札に付する事項

工 事 名
路 線 等 の 名 称
工 事 場 所
工期又は履行期限
工 事 概 要

2. 入札者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる入札参加資格をすべて備えなければならない。

- (1) 大治町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 入札の公告日から落札決定日までに大治町工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国等又は地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 次の資格要件に該当する者であること。
 - ア 業 種 名 大治町競争入札参加資格者名簿に□□事業の資格審査を受けている者
 - イ 格 付 大治町競争入札参加資格者名簿に掲載された格付が□ランクの者
 - ウ 地 域 要 件 □□管内に契約締結営業所が所在し、当該営業所で

□□事業を営んでいる者

エ 施工実績 過去2年の間に国等又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを履行している者

オ 配置技術者 専任の主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い施工現場に配置できること。

3. 契約条項を示す場所及び日時

場 所 大治町役場 部 課
電 話 052-□□□-□□□□ 内線□□□
E-mail _____@town.oharu.lg.jp
日 時 入札の公告日から入札執行の前日まで

4. 入札執行の場所及び日時

場 所 大治町役場 □□会議室
日 時 年 月 日 () 時 分

5. 入札保証金に関する事項

免除

6. 契約書作成の要否

要（議会の議決に付すべき契約は、仮契約が必要）

7. 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意志表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

- (11) 事後審査書類が指定期日までに提出されない者のした入札
- (12) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

8. 調査基準価格の有無

有(調査基準価格未満の入札があったときは低入札価格調査を行う。)

9. 設計図書等

設計図書等は、入札の公告日から入札執行の日時まで、契約条項を示す場所において入札参加者に閲覧又は貸与する。

10. 入札に関し必要な事項

- (1) 入札は、大治町建設工事関係入札者心得書により行う。
- (2) 入札回数は、3回を限度とする。
- (3) 入札辞退者は、再度入札に参加できない。
- (4) 再度入札において、最低入札金額を超える入札は無効とする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札手続き

- (1) 本公告及び設計図書等に関する質問及び回答

本公告及び設計図書等に関する質問は、次のとおり口頭又は書面により申し出るものとする。

受付期間	年	月	日 ()	時から
	年	月	日 ()	時まで
申出方法	口頭又は質問書(任意様式)			
申出場所	契約条項を示す場所			

- (2) 入札参加申込書の提出

入札参加者は、入札参加申込期間内に入札参加申込書を提出しなけ

ればならない。

申込期間 年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

提出書類 入札参加申込書 1部

(3) 入札執行

入札参加者は、入札執行の日時に、入札参加申込書の写し、入札書及び別紙様式に準じた工事費内訳書（1回目入札金額の内訳書）を持参するものとする。

12. 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者として決定し、開札を終了する。なお、入札金額が調査基準価格未満のときは、低入札価格調査を実施する。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

13. 事後審査書類の提出

最低の価格をもって入札した落札候補者は、次の書類を入札執行日から3日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）以内に契約条項を示す場所に提出しなければならない。なお、期間内に書類の提出がされないときは、その者のした入札を無効とする。

事後審査書類届出書 1部

添付書類 各1部

- ・ 施工実績書 検査結果通知書の写し若しくはCORINSにおける竣工登録工事カルテ受領書又は登録内容確認書（工事实績）の写し。
- ・ 配置技術者 配置技術者の資格者証明書の写し

14. 入札参加資格の確認

- (1) 最低の価格をもって入札した落札候補者について、入札の公告に示す入札参加資格を審査し、当該資格を満たしているか審査する。
- (2) 最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、その者の行った入札を無効とし、次順位者の入札参加資格を審査する。
- (3) 低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、

又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を審査する。

- (4) 前2項の次順位者が審査を受けるときは、13. 事後審査書類の提出の規定を適用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは、「指示があった日」と読み替えるものとする。
- (5) 審査は、入札の公告に記載された提出書類その他必要と認められる書類により審査し、入札参加資格の有無を決定する。

15. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、次号の者を除き入札参加者全員に通知する。
- (2) 入札参加資格を満たしていないと認めたときは、その者の行った入札を無効とし通知する。
- (3) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、最低価格入札者を落札者として決定し、次号の者を除き入札参加者全員に通知する。
- (4) 最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認められたときは、最低価格入札者のした入札を無効とし通知する。

16. 入札を無効と認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札を無効と認めた者でその内容について不服があるときは、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して、入札を無効とした理由について書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (2) 町長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) この手続の申立てにおいて、落札者の決定を妨げないものとする。

17. その他事項

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本公告に定めるもののほか、入札は大治町建設工事関係入札者心得

書により実施する。

- (3) 事後審査に必要な書類以外に提出資料を求めることがある。
- (4) 建設業退職金共済組合掛金相当分を現場管理費に加算してある。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (6) 大治町公共工事に要する経費の前金払等取扱要綱に基づき、1件の契約金額が200万円以上の土木建築に関する工事につき、次のとおり前払金及び中間前払金を支払うことができるものとする。
 - ア 前払金 契約金額の10分の4以内
 - イ 中間前払金 契約金額の10分の2以内
- (7) 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置技術者とした入札に参加している場合は、それら工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない（専任性が求められない場合を除く）。この場合においては、辞退届を提出するものとする。
- (8) 工事費内訳書が未提出である場合又は提出された工事費内訳書の全部が未記載である場合は、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする。
- (9) 入札後に、低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認する。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

別紙様式

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

大治町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所

名 称	数量	単位	金 額(円)	備 考
工事価格（入札価格）				
消費税		%		
金額				

直接工事費の費目毎等の金額、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額を記載すること。

様式第2号（第13条関係）

事後審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

大治町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の案件に関わる競争入札について、参加を申込みます。

記

1. 工 事 名

2. 路線等の名称

3. 工 事 場 所

4. 施 工 実 績

発注機関名
工 事 名
工 事 場 所
工 期
契 約 金 額

5. 配置予定技術者

氏 名
資格・免許等

6. 担当者連絡先

所 属
氏 名
電話番号
メールアドレス

様式第3号（第19条関係）

事後審査書類届出書

年 月 日

大治町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の案件に関わる競争入札について、落札候補者（最低価格入札者）
となりましたので、別紙のとおり事後審査書類を提出します。

記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
4. 開 札 日

担当者連絡先

所 属

氏 名

電 話

メールアドレス

工 事 名		開札日	年 月 日
会社名・代表者			
住 所			
入札参加資格者名簿搭載の有無	有 ・ 無		
指名停止措置の有無	有 ・ 無		
地方自治法施行令第167条の4に規定する該当の有無	有 ・ 無		
会社更生法又は民事再生法による手続開始の有無	有 ・ 無		
業 種 名			
格付・経審総合評定値			
地域要件の有無	有 ・ 無		
同種同等 施工実績	発注機関名		
	工 事 名		
	路線等の名称		
	工 事 場 所		
	工 期		
	工 事 概 要		
	契 約 金 額	円	
配置技術者	技 術 者 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	資 格 ・ 免 許 等		
	過 去 の 経 歴		
	他工事の従事状況		

【記載要領及び注意事項】

1. 「入札参加資格者名簿搭載の有無」欄から「会社更生法又は民事再生法による手続開始の有無」欄までは、該当する事項に「○」を付すこと。
2. 地方自治法施行令第167条の4の規定
(一般競争入札の参加者の資格)
第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 「業種名」欄は、建設業の業種を記載すること。
4. 「格付・経審総合評定値」欄は、大治町競争入札参加資格者名簿に記載された格付及び総合評定値を記載すること。
5. 「地域要件の有無」欄は、入札公告に記載された地域要件の有無について「○」を付すこと。
6. 「同種同等施工実績」欄は、入札公告に記載された施工実績の内容について1件記載すること。
7. 「配置技術者」欄は、入札公告に記載された配置技術者の内容を記載すること。
8. 事後審査書類として必要な書類については、入札公告を参照すること。

年 月 日

様

大治町長

印

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
4. 開 札 日
5. 落札企業名称
6. 落 札 金 額

円（税抜き）

年 月 日

様

大治町長

印

入札参加資格審査結果通知書

このことについて、下記の案件の事後審査型一般競争入札における入札を無効と認めましたので通知します。

記

1. 工 事 名

2. 路線等の名称

3. 工 事 場 所

4. 開 札 日

5. 落札企業名称

6. 落 札 金 額

円（税抜き）

7. 理 由

8. そ の 他 この決定に不服がある場合は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して書面により説明を求めることができます。

年 月 日

様

大治町長

印

入札を無効とした理由について（回答）

年 月 日付けで説明を求められた案件について入札を無効とした理由は、下記のとおりです。

記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
4. 開 札 日
5. 理 由 の 説 明